

【本号の内容】

- ◇ 特別定額給付金と国債問題 小林 勝
- ◇ 小林勝・労契法 20 条裁判 控訴審判決に思うこと
野崎 佳伸
- ◇ 書評 『国家と移民－外国人労働者と日本の未来－』
清水 英宏
- ◇ 資料 新型コロナウイルス感染 現状と第2波を考えるために（一部）
柴戸 善次

*なお、掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです。



紫色の小さな花が集まって咲く三尺バーベナ。細い茎の先にたくさん咲く花はチョウがよく蜜を吸いに来る。とても丈夫な宿根草で、これはアスファルトの裂け目に生えた大株。背の高さは三尺（90cm）どころか2メートル近くにもなっている。

特別定額給付金と国債問題

小林 勝

1. 生活支援臨時給付金から特別定額給付金へ

安倍政権（自民・公明連立）は、基準日（2020年4月27日）に住民基本台帳に登録されている者を対象者にして、一律10万円の「特別定額給付金」を支給している。受給権者は個人ではなく世帯主である。総事業費は、市町村への事務委託費を含めて約12.9兆円である。これは、2019年度の一般会計の税収63.5兆円の約5分の1にあたる。全額、特例公債（赤字国債）で調達するが、とんでもない額だ。

当初案は「収入が減って厳しい状況に置かれた世帯に、一律30万円を支給する」というものだった。しかし、具体的要件を、収入半減や住民税非課税としたため、誰がもらえて誰がもらえないかが全く分からない、不公平だ、との不満や批判が浴びせられた。確かに、住民税率は全国の自治体のほとんどが10%であるが、税率が若干異なる自治体が存在する。住んでいる自治体の住民税率の微妙な違いで、30万円がもらえたり、もらえなかったりでは、確かに不公平だ。不公平はその他にもある。あわてた政府は、「住民税非課税」要件を、全国一律の額に変更した。すなわち、世帯の人数（扶養家族の有無と人数）によって、収入要件を固定した。

これでも批判はやまず、安倍内閣は4月20日の閣議決定で、生活困窮世帯に30万円支給するという当初案をあっさり捨て、一律1人10万円の「特別定額給付金」の支給を決めた。変更の背景については、ここでは述べない。

2. 特別定額給付金の是非

「アベノマスク」には皆が笑った。しかし、「アベノコソカイ」には笑いが起こらない。遅れて届いた

役立たずのマスクとは違って、口座に振り込まれるコソカイなら、使ってもよし、貯金してもよし、いろいろと使い道があるからである。

確かに政府の要請で、3密の回避、外出自粛、在宅勤務が行われた。幼稚園、保育園、学校は閉鎖され、自宅で子どもに向き合う保護者のストレスも高じていた。経済的被害の有無や大小は別にして、確かに皆が何がしかの不便を強いられ、ストレスを受けている。しかし、10万円は、自己の受けたストレスや不便の代償だとして肯定してはならない。寄って集って他人（=政府）の財布（=財政）に群がるさまは、異様だとしかいいようがない。

コロナ禍で、多くの国民が経済的被害を受けているが、経済的被害のもつ意味は、一人ひとり異なる。経済的支援は、解雇や雇止めで職を失った労働者、労働時間の減少で賃金の減った非正規労働者、売り上げの減少で事業の継続が困難な事業主等、困窮した生活を強いられている者に行うべきではないのか。しかも、支援は単発的ではなく、持続的に行うべきであり、多額の資金が必要である。国費はそのために使用すべきである。ところが、経済的被害を全く受けていない者や、あるいは被害は軽微で生活に支障のない者にも一律に配るというのであるから、まるで政策の体をなしていない。「普遍主義」の出番は、こんなところではない。

リーマンショックの翌年の2009年に、1人一律1万2000円（65歳以上の者と18歳以下の者には2万円）を支給したことがあったが、消費を喚起する効果は乏しかったと評価されている。預貯金に回ったのであろう。

今度はその8倍以上の金を配るのだから、少

しは消費に回るかもしれない。生活困窮者や生活保護を受けずに（受けられずに）頑張っている低所得者がこのカネを手に入れば、多くは消費に向かい、大きな助けになり、このカネはコツカイではない。しかし、安定した収入があり、毎月・毎年、何がしかの額を貯蓄できる社会層は、たとえ収入が減ろうとも、この10万円の多くは貯蓄に回すであろう。コロナ禍の被害や影響が見通せず、今はよくても、自分の仕事、勤務先、収入がどうなるかはわからない状況だから、なおさらである。年金生活が近づいている年齢層も、将来の年金額が少なく不安を抱えていれば、貯蓄するであろう。

3. 積み上がる国債

政府の2020年度の一般会計の当初予算の歳出総額は102.7兆円であったが、コロナ対策のための2度にわたる補正予算によって、総額160.3兆円になった。「公債金」（新規国債を発行して得る歳入）は、当初予算では32.6兆円であったが、補正予算によって90.2兆円に膨らんだ。税金は62.5兆円を見込んでいるが、コロナ不況で達成できないであろう。

この新規国債90.2兆円とは別に、借換債、財投債、復興債等が発行される。合計すると、2020年度の国債の発行総額は、211兆円を超える。

超低金利が続いており、国債の発行金利も下落し続けている。例えば2020年5月29日の20年債の発行金利は0.354%、10年債は0.009%である。このように、2020年度に発行する、新規国債90.2兆円を含む総額211兆円の国債（普通国債+財投債）の金利負担も著しく軽い。

国債残高は毎年増加している。税や他の財源で利払いや償還が行われる普通国債は、2019年度末時点で、897兆円も積み上がっている。しかし、一向に国債の発行金利が上昇しない。その主たる理由は、企業部門での事業拡大や投資の意欲が低く、資金需要が小さいためである。そのため、銀行等の金融機関は大量に保有する資金

を貸し付ける相手がなかなか見つからず、国債を買って運用しているのである。この超低金利状態が続く限り、大量の国債を発行しても、政府が債務不履行（デフォルト）に陥る危険性も、高インフレが生じる危険性も低い。

とはいえ、それは当面の間のことだ。超低金利が未来永劫に続くという保証はない。金利が上昇し始めるとき、積み上がった国債のもつリスクは顕在化する。それを以下で簡単に検討しておこう。

4. 金利が上昇すると

国債の元利返済のための歳出である「国債費」は、2019年度当初予算においては23.5兆円である。内訳は利払費等が8.8兆円、償還費が14.7兆円である。

利払費等が8.8兆円で済んでいるのは、897兆円に積み上がっているものの、普通国債の加重平均金利（ただし、割引国債（無利子分）は除く）が、0.87%と低いためである。また、国債償還費が14.7兆円で済んでいるのは、建設国債や特例公債の償還は、借換債の償還も含めて60年かけて行うという「60年償還ルール」があるためである。このルールに基づいて、これらの国債の残高の1.6%が、一般会計から国債整理基金特別会計に移され（定率繰入れ）、同会計を通じて償還されている。

しかし、毎年、大量の既発債が満期を迎えており、その元本を返済しなければならない。その返済資金は大量の借換債を発行して調達しているのである。国債は償還されるのだが、また借換債が発行されるので、国債の残高は一向に減っていないのである。

その借換債の発行額は、2019年度は103.1兆円であった。その他、2019年度の新規国債が32.7兆円（建設国債7.0兆円、特例国債25.7兆円）、復興債が0.9兆円、財投債が12兆円あり、合計で148.7兆円の国債が発行された。

金利が上昇した時、大量に発行されている普通国債（建設国債、特例公債、復興債、借換債等）や財投債（財投債は、財政投融資の資金調

達のために発行される。融資を受けた相手の返済する資金をもってこの債券の元利返済は行われるので、税財源では行われぬ)の発行金利も上昇する。仮に毎年、140兆円の普通国債を発行しているときに、金利が3%に上昇すれば、次年度の金利負担は4.2兆円で済むが、その次の年から8.4兆円、12.6兆円、16.8兆円、21.0兆円、25.2兆円と膨れ上がっていく。これに、まだ満期を迎えていないこれ以外の既発債の利子負担や、「60年償還ルール」による元本の返済が加わり、「国債費」は膨れ上がっていく。金利が上昇しているときは物価も上昇し、税収も増えるであろう。

しかし、大企業を優遇する現在の税収構造をそのままにして、膨れ上がる「国債費」や「社会保障費」を賄うとはとても思えない。

増税必至

政府といえども、借りたカネは、必ず返さなければならない。国債の元利は、政府が税収をもって返済すべきであるが、大企業への優遇税制のせいで、税収は著しく不足している。そのため、国債の元利返済のための資金は、現在、全額、特別公債（赤字国債）と借換債の発行によって行われている。その結果、国債残高は積み上がる一方だ。

しかし、先の例で示したように、金利が上昇す

ると、この国債の元利返済のメカニズムは綻びをきたし、増税は必至である。すなわち「国民」が負担することになる。

最近流行の貨幣理論によると、日本の国債のように、自国通貨建てで発行され、自国の金融機関によって全額消化される場合、政府の赤字は「国民」の黒字であり、「国民」が豊かになるのだから、赤字国債の発行は、供給能力を上回らない限り高インフを起さないので、何の問題もないという。日本の国債を巡る現状は、この貨幣理論の正しさを示しているというではないか。

では、果たして、その「国民」は豊かになったのか。豊かになったのは、「国民」のうちの一部上場大企業と高額所得者だけだ。実質賃金は下がり、非正規労働者が全労働者の38%にもなり、貧富の差が拡大したのが現実だ。現行の不公平な税制度に手を付けずに、すなわち自公連立政権を倒さずに、国債が積み上がっていきなれば、将来必ず大衆増税がもたらされ、勤労者は疲弊する。この増税ができなければ、インフが起こる。

人間は時間軸上を移動する。個の命はいずれ尽きる。だから労働者政党は、弱者や生活困窮者の地上での救済に全力を尽くさなければならない。この目的に限定した積極財政なら、躊躇する必要はない。しかし、そのツケは今でなくても、必ず搾取している者に払わせなければならない。

小林勝・労契法 20 条裁判 控訴審判決に思うこと

野崎 佳伸

6月24日の東京高裁判決（白井幸夫裁判長）に於ける「判決理由」は、昨年の東京地裁・江原健志判決を踏襲したものであった。この

訴訟で我々が最も訴えたいことは次のとおりだった。つまり小林勝氏が1993年から中央学院大学に非常勤講師として就労を始め、1999

年度からは専任教員並みかそれ以上の科目と授業コマ数を担当してきたのは、ひとえに大学側からの専任化の約束を履行させるための実績づくりであったということ、その約束は小林氏が他大学の専任教員就労への誘いを拒否させるほど強いものであったこと、だが結局はこの約束が果たされず、定年が間近に迫ってきたことであった。こうした大学への約束不履行への怒りが、原告本人のみならず支援する会や他の争議団への共感を強くしてきたといえる。

一審、二審判決ともこの事実を認定しなかったわけであるが、まず一審判決では「それは被告（中央学院）との間の労働契約において当該コマ数を担当することを自ら合意したからにすぎず、現に上記のとおり他の多くの非常勤講師はそのようなコマ数を担当していないのであって…」としていた。控訴審判決もこれを踏まえ「控訴人によるこのような授業の担当は、控訴人が被控訴人との間で、本件非常勤講師給与規則の定める条件の下において、担当科目及びコマ数について合意したところに基づくものであって…」 「また…原判決の認定するとおり、斎藤教授及び補助参加人（土橋教授）が控訴人に対して控訴人を本件大学の専任教員として採用する旨の一定の言動をしたことが認められるのであるが、それはせいぜい上記のような授業の担当を合意する動機になっていたにすぎず…」 「控訴人において…上記のような期待（専任化への期待）を抱いたとしても、それはあくまでも主観的なものととどまるというべきであり…」としている。

ここには使用者と、被雇用者としての非常勤講師との立場上の優劣など、一顧だにされていない。以下、この点に絞って私的な感想を記す。

※

「裁判官は労働者にむかってつぎのようにいう。『諸君は、まさしく自分自身の主人公だっ

ただ。諸君は、もし気がむかなかつたのなら、こんな契約を結ばなくてもよかつたのだ。だが現在、諸君はこの契約を諸君の自由意思で結んでいるのだから、いまとなつては、諸君は、この契約のとおりにしたがわなければならないのだ』と。」（F・エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』大月全集版第2巻411頁）。マルクスも資本論で要約して引用している（岩波文庫版第2分冊410頁）この一文が今ほど身に染みることはない。

エンゲルスは本書の中で「競争」という項目をおき、資本間の競争のみならず労働者間の競争についても、「失業予備軍」についてもふれている。自由意思にもとづくように観念される労働者間の競争は、実は労働者が生産手段から切り離され、自分の労働力を販売する以外に道がないことの反映である。いま、日本はコロナ恐慌下にあつて、実質的失業者、休業者が激増している。このような時、格差や「同一労働同一賃金」などは話題にのぼりにくい。

時を経て勤労大衆の世界的闘いは前進し、日本においても戦後労働法制は「自由競争」の名の下の労働条件切り下げに一定の歯止めをかけようとした。派遣労働でさえ、制度出発時には可能な職種を「ポジティブリスト」として限定していた。

大学の非常勤講師についても、江原判決も指摘するように、専任教員並みのコマを担当することは本学のみならず全国でもありえないだろう。それは専任教員の待遇を一定守ることにねらいがあるからだろう。小林裁判における両判決は非常勤講師（有期雇用）と専任教員（無期雇用）の間には期待される業務範囲と責任の強さの差があることを強調する。だが本業である授業において、専任と同等以上の業務を恒常的に分担させることも、文部科学省は想定していないはずなのだ。

してみると、小林勝氏のような働き方、働かされ方が一般化することは専任教員組合に

とっても困ることであるはずだ。従って中央学院の専任教員組合は、小林氏のような働き方は大学非常勤講師の本来のあり方を逸脱するものであり、大学が小林に従来通りの働きを求めるのなら、小林を専任化すべきである、その気がないのならコマ数を他の非常勤講師並みに減らせと主張すべきであった。もし後者の道がとられていたら、小林氏はとくに他大学の専任教員になる道を選択していたと思われる。中央学院大学で労働法を教える専任教員はどう考えてきたのか。多分何も

考えてこなかったのだろう。

ここに現在の正規社員と非正規社員の間ありていの分断の深さを、筆者は見ざるをえない。有体に言って、現在のところ正社員は非正規の待遇改善に冷たい。エンゲルスは前掲書の1892年ドイツ語版への序言で当時の「イギリス労働者階級の労働貴族化」について語った。筆者はなにも現下日本の正規労働者を総体として「労働貴族」と呼ぶつもりはないが、そんなことも想起せざるをえない状況ではあると思える。

資料 地裁判決と高裁判決およびその論旨

昨年5月30日の東京地裁（江原健志裁判長）判決は、次のとおり主文が言い渡された。

1. 原告の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用（補助参加によって生じたものを含む）は、原告の負担とする

24日の東京高裁判決（白井幸夫裁判長）主文は、単にこれの上書きに過ぎぬものであった。すなわち、次のとおり。

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用（補助参加によって生じたものを含む）は、控訴人の負担とする。

白井幸夫判決理由は昨年の東京地裁・江原健志判決をことごとく追認・踏襲した上、更に弁護団が控訴審で追加した補充的主張＝「信義則上の付随義務＝『労働条件均衡配慮義務』違反」の指摘についても全面的

に否定した。とりあえず次の2点だけは報告する。

1. 『労働条件均衡配慮義務』違反、つまり控訴人・小林勝が他の非常勤講師の勤務実態とは著しくことなり、専任教員と同等かそれ以上の担当科目や担当コマ数を担ってきた実態について一審判決同様、それは本人が「合意したところに基づくもの」に過ぎず、均衡待遇の理由とはならない、としたこと。

2. 控訴人が、当時の法学部長たちが専任化に期待を持たせるような言動をしていたと主張することは、一審判決も認めたとおり否定はできないが、それは大学側の総意に基づくものになっておらず、小林がそのような期待を抱いたとしても、それはあくまでも「主観的なものにとどまる」。

書評 『国家と移民－外国人労働者と日本の未来－』

鳥居一平著 集英社新書 20年6月刊 860円＋税

清水 英宏

著者の鳥居一平さんには、一昨年9月に党労働委員会の学習会で講師をしてもらった。テーマは外国人労働者である。歯切れのいい話し方で、すごい人がいるなあと感じた。昨年の労運研の全国交流集会でお会いした際に、著書の発行予定はないのですかと聞いたところ、共著の予定はあるが、単著は予定していないとのことであった。しかし、6月によややく待望の単著が出版された。

鳥居さんは、現在「移住者と連帯する全国ネットワーク」代表理事をしているが、昨年9月17日のNHK「プロフェッショナル 仕事の流儀」に出演しており、見られた方もいると思う。また、朝日新聞の今年5月16日の朝刊別刷り「be on Saturday」のフロントランナーでも取り上げられている。

フロントランナーでは、プロフィールが詳しく書かれている。1953年大阪府豊中市生まれ。府立池田高校から神戸大の夜間部進学。自治会、生協で活躍。24歳で上京し町工場で働くが、勤務中に左手中指切断の大けが。1989年全統一労働組合の専従。1993年には、賃金未払いの差し押さえに立ち合い、社長にガソリンをかけられ、火を放たれ、大やけどし、2カ月入院。1997年に「移住者と連帯する全国ネットワーク」の前身団体が発足、参加。2015年NPO法人化で、代表理事に就任。2013年、米務省の「人身売買と闘うヒーロー」賞受賞。いかに、体を張って闘い続けてきたかが見てとれる。

本文は分かりやすく一気に読めるので、とりあえず一読を薦める。内容の紹介は字数の



関係で簡略ならざるを得ないが、印象に残ったところをいくつか紹介したい。

著者が、以前から強調しているのは、技能実習制度の廃止である。建前は、「開発途上国への技術移転である」と謳っているが、技能実習生は単なる低賃金労働者として酷使されている。「時給300円」で働かされている実態は、移動もさせない「人身売買」であり、労働は「奴隷労働」とであると告発する。

安倍政権は、労働力不足を補うために、2018年12月改正「出入国管理法」を成立させ、新たな在留資格「特定技能」を2019年4月から開始した。2019年に外国人労働者は、約

160万人存在している。しかし、安倍政権は、「移民政策は取らない」「移民政策とは異なる」と唱え、実態上は移民なのに移民として扱わない。外国人労働者という言葉も使わず、「外国人材」という言葉で誤魔化している。著者は、「外国人労働者」という呼び方より、「移住労働者」と呼ぶ方が実態を正確に表現すると指摘している。

本書は、外国人労働者の人権侵害の事例、受け入れの歴史、これからの対応策などが書かれており、外国人労働者を巡る課題の全体像を、この1冊で知ることができる。

これから来年にかけて、新型コロナウイルスと“共存”せざるをえず、常に感染再拡大と隣り合わせの生活、社会・経済活動になっていく。現状と第2波に備えるために基本的にどう考えるのか。

資料 新型コロナ感染 現状と第2波を考えるために

柴戸善次政策委員からの提供。紙面の都合で一部のみを紹介

これから来年にかけて、新型コロナウイルスと“共存”せざるをえず、常に感染再拡大と隣り合わせの生活、社会・経済活動になっていく。現状と第2波に備えるために基本的にどう考えるのか。

(1) 新型コロナウイルスでの“新型”とは、このウイルスが「人から人に連続的に伝播する」性質を獲得したことを示す。

新型コロナウイルスは、急速に広がり、莫大な人に感染する性質を有し、今日のグローバル化（人の高速大量移動）により、全世界に急拡大した。誰もが新型インフルエンザに免疫をもっていないので、すべての人が感染する可能性がある。

(2) 日本で実施されている新型コロナウイルス対策の基本は、流行の速度を抑え、医療崩壊を防ぎつつ、治療方法の発見と確立、予防ワクチン開発のための時間を稼ぐことにある。

(3) 日本で新型コロナウイルスに既に感染した者は、せいぜい1%程度であって、大多数は未感染の状態。したがって、“集団免疫”の状態に達するまで、さらに感染が続くことは確実である。

(4) 安倍政権（東京都なども）は、感染の拡大防止から、“ウィズコロナ”（コロナウイルスとの共存）への政策に移行し、経済・社会活動の再開を急ぎ、公衆衛生学的介入を縮小している。

これに伴い、クラスターが散発的に起き、

多めの感染者が継続する日常になる。この下で重症者等が累積すると、医療崩壊が生じることがある。この状況で、感染拡大のコントロールに失敗すると、感染者の大きな増加、あるいは、第2波の始まりとなる。

(5) 当面の期間における感染拡大への対応の在り方

① 感染状況の早期かつ的確な把握～下水でのコロナ調査、一定地域での網をかぶせた定期的な感染調査など

② 身近な地域を単位にしたオープンな感染検査拠点の設置、インフルエンザを含む感染外来拠点の設置

③ 治療薬開発を含む治療方策の確立、症状の各段階に対応できる医療体制の拡充、ワクチン開発の促進

参考資料

・岡田春恵・田代真人著『感染爆発にそなえる』（岩波書店、2013年）

・「最後は『集団免疫』しかない」（文藝春秋）
奥村康 途中までだが下記サイトで読める。
<https://news.yahoo.co.jp/articles/766d47086e78727e55faa7c65383495807c41ea9>
または「文芸春秋最後は集団免疫しかない」で検索する

・抗体保有割合厚生労働省調査 <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000640184.pdf>